

月二四日「民事に関する法律扶助について」と題する日弁連会長談話を発表し、民事扶助法の早期制定を政府に要請した。前年三月二三日に法務大臣宛に提出された法律扶助制度研究会報告書の早期立法化を求めたものである。二〇〇〇（平成一二）年四月二一日、民事法律扶助法（平成一二法律第五号）が成立し、同年一〇月一日から施行された。時は司法制度改革審議会の議論が進み、後半の取りまとめに入った頃であった。司法改革はまず民事法律扶助法が先行しリードしたといえる。

2 民事法律扶助法の成果

一九五二（昭和二七）年日弁連が財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という。）を設立し、経済的理由で司法アクセスができない市民を人的・物的に支援して来た長い歴史の中で、地道な活動の結果として民事法律扶助法が成立したことは画期的な出来事であった。具体的な成果として、以下の六点を指摘しておきたい。

- (1) これまでの扶助協会による民間の一事業から、法律扶助事業の運営体制の整備および全国的に均質な遂行のため必要な措置を講ずるなど公的事業として国の責務が法に明記された
- (2) 民事法律扶助法によりこれまでの扶助予算が予算補助から法に根拠をもつ法律予算となった
- (3) 扶助協会が、民事法律扶助事業について指定法人として業務を行うこととなった
- (4) 法的根拠が与えられたことにより、二〇〇〇（平成一二）年度から事業費で約三・五倍、総予算で二一億七、五〇〇万円と着実な前進を見せた（もっとも扶助先進国との国際比較ではなお貧弱であった）
- (5) これまで補助対象外であった管理運営費について事務費補助金として予算化された（当初半年間で約三億円）
- (6) 国民の司法アクセスを飛躍的に前進させるものとして法律相談登録弁護士が全国に配置されることとなった

た(二〇〇〇(平成二二)年九月末現在全国約五、〇〇〇名)

3 民事法律扶助法制定まで(総合法律扶助制度の動き)

日弁連は、一九九四(平成六)年一〇月一七日法律扶助制度研究会発足にあたり、民事・刑事を含む「総合的法律扶助制度」の確立を求めていたが、同研究会は刑事を対象から除外することに同意した。当時の日弁連会長が発表した所見は民事・刑事の総合的法律扶助制度の実現に向けた日弁連の熱い思いが込められている。制度実現のための苦渋の選択であった。

他方、与党であった自由民主党司法制度調査会は、一九九九(平成一一)年一月一七日同調査会の中に「国民の争訟解決を支援する小委員会」を置き、民事・刑事を含む総合的法律扶助制度の検討を開始し、翌二〇〇〇(平成二二)年三月二二日「総合的法律扶助制度のグランドデザイン」を発表した。これは、民事・刑事を包括し、認可法人を運営主体とする総合的法律扶助に向けた抜本的改革提言であった。これは、日弁連・法律扶助制度改革推進本部が一九九七(平成九)年二月一七日に策定した法律援助法要綱(「自由と正義」一九九七年九月号参照)と方向を同じくするものであった。

4 リーガルサービスセンター

(1) 二〇〇一(平成一三)年六月二二日発表された司法制度改革審議会意見書では、法律扶助制度に関し、運営主体の具体的提言はなかった。

意見書の中では、被疑者に対する公的弁護を導入し、被疑者・被告人段階を通じた一貫した弁護体制の整備や、公的弁護の運営主体は「公正中立な機関」(弁護人の選任・解任以外の運営事務を担う)とするのみで、その具体的中身は検討課題となっていた。

二〇〇一（平成一三）年二月一日、政府に設置された司法制度改革推進本部では、運営主体の根拠法とその具体的運営主体のあり方について検討されていたが、リーガルサービスセンター構想（いわゆるＬＳＣ構想）として明らかにされたのは、二〇〇二（平成一四）年一月一日付朝日新聞報道であった。いわゆるＬＳＣ構想は、『全国に法律サービス拠点 政府検討「司法過疎」解消目指す』とあり、「全国のまちに住む人にも法律サービスを活用できる社会を実現する」ための方策として登場した。これに、公的弁護が加わり、その組織として独立行政法人の枠組みを使うというものである。

(2) リーガルサービスセンター構想検討ワーキンググループ

日弁連は、執行部を中心に二〇〇二（平成一四）年二月二六日同構想検討ワーキンググループを設置し、会内の意見集約と政府の司法制度改革推進本部への提言などを積極的に行うこととした。

同ワーキンググループがＬＳＣ構想について当面の基本方針としたのは、次の四点であった。

- ア ＬＳＣの制度構想と運営に、日弁連の意見を十分に反映されるよう積極的に取り組む
- イ 扶助協会のＬＳＣへの積極的取組みが不可欠である
- ウ 弁護士の活動およびＬＳＣの組織そのものの独立性・自主性を確保する
- エ ＬＳＣへの十分な財政措置が不可欠である

(3) 日弁連のＬＳＣ構想への取組み

その後の二〇〇三（平成一五）年五月七日、基本的には右の方針を継承して日弁連内に、リーガルサービスセンター問題対策本部が設置され、ＬＳＣ構想に関する基本方針を日弁連として概ね左記の五点承認した。

ア この構想は、日弁連が取り組んできた法律扶助の拡充、法律相談の全国展開、当番弁護士制度、過疎地

への公設事務所の設置などについて国の責務としてこれらに応えようとするものであること

イ 法律扶助協会の各種業務を発展的に継承するものと位置付け、さらに国民の需要の変化に応じた新しい事業に対応可能な組織とすべきこと

ウ 組織については、仮に独立行政法人の形態を採る場合には、非公務員型（非特定型）とし、組織としての自主性・中立性を確保すること

エ 個々の弁護活動の自主性・独立性の確保のため、個別法の中に弁護活動の独立性を保障する趣旨の規定を設けること

オ 中立公正な合議体（委員会）を設置し、人事等の重要事項の決定に際しては、この合議体（委員会）の意見が尊重される仕組みとすること

5 総合法律支援法の成立

二〇〇四（平成一六）年五月二六日総合法律支援法が成立し、同年六月二日施行された。

同法の施行に伴い、民事法律扶助法は廃止された。また、扶助協会の権利・義務のうち、民事法律扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属したもののすべてを新たに設置される「日本司法支援センター」が承継することとなった。

6 日本司法支援センター（愛称・法テラス）の誕生

日本司法支援センター（以下「司法支援センター」または「法テラス」という。）という名称が決まったのは、総合法律支援法が閣議決定された二〇〇四（平成一六）年三月の直前であった。その前は、LSCを経て総合法律支援センターと呼ばれていた。二〇〇六（平成一八）年四月一〇日に司法支援センターは設立されたが、その

直前に愛称が検討され、各界からの意見を踏まえ、最終的に「法テラス」と決定された。社会の隅々まで法の支援の光をあて、さまざまな紛争の解決を目指すという願いが込められている。

7 法テラスの評価

日弁連は、前述のとおり概ね五点の基本方針を掲げて法テラスの制度設計に臨んだ。基本方針がどのように法に反映されているか、この点の分析と評価をしておきたい。

- (1) 法律扶助の拡充は、従前の民事法律扶助法の継承にとどまった。また、国費による当番弁護士制度は見送られた。

しかし、全国に情報提供窓口（相談窓口またはアクセスポイントともいう）を設置し、被疑者国選を段階的实施すること（二〇〇六（平成一八）年度法定合議事件、二〇〇九（平成二一）年度から必要的弁護士事件へ拡大）、司法過疎対策や犯罪被害者対策に国費を投入したことなど、歴史的意義は大きい。

- (2) 扶助協会の事業継承については、法テラスは法律扶助協会が指定業務として実施していた民事法律扶助の権利義務を承継しており、いわゆる自主事業や新たに国民の需要により生じた新たな事業について、法テラスの本来業務に直ちに移行しないまでも委託事業として法テラスに委託して実施することとなった。

- (3) 法テラスの組織については、その役員、職員はすべて非公務員とされ、裁判官、検察官および任命前二年間これらであったものも理事長・理事への就任が禁止（天下り禁止）されており独立行政法人としてはかなり徹底した民間主導型組織となっている。

- (4) 弁護士活動の自主性・独立性については、総合法律支援法は「弁護士の職務の特性に常に配慮し」（同法第一二条）、契約弁護士は「独立してその職務を行う」（同法第三三条第一項）こととして、法テラスからの職

務上の指揮命令を受けないことを明確にしている。

- (5) 中立公正な委員会設置については、弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審査委員会
が設置され、法テラス内の独立委員会の判断が尊重されるシステムになっている（同法第二九条）。

8 独立行政法人の枠組みを利用した「独立司法法人」

日弁連の基本的方針は概ね受け入れられた組織となっているが、何故指定法人方式（公益法人である扶助協会
に指定業務に補助金を付けて業務委託し、実施する方式）でなく独立行政法人方式を採用することを基本的方向
として是認したかについては、概ね三点が考えられる。

(1) 指定法人方式の限界

民事法律扶助法では、国の予算の範囲内で事業費の一部しか補助せず、不足の事業費を民間資金に依存し
ていたこと、人件費、家賃など管理運営費について国費の支出がなされず弁護士会等の寄付によって賄わざ
るを得なかったことがあげられる。総合法律支援法と運営主体の法テラスはこれらの限界を克服するもの
とし、事業費はもろろんのこと、管理運営費も原則として国が負担することを前提に司法アクセスの拡充を目
指すものである。

(2) 公的刑事弁護の実現

審議会意見書では、被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者・被告人段階を通じ一貫した弁護体制
を整備すること、その運営主体は、公正中立な機関とし、透明性・説明責任の確保を必要としており、運営
主体として独立行政法人の枠組みはこれらの要請を十分満たすことが可能である。特に公的刑事弁護を担う
組織として弁護活動の自主性・独立性が損なわれてはならないが、独立行政法人では「業務運営における自

主性は、十分配慮されなければならない」（独立行政法人通則法第三条第三項）とされていることからその点への配慮もなされている。

(3) 行政改革大綱（二〇〇〇（平成一二）年二月一日閣議決定）

政府の方針として特殊法人、認可法人および補助金依存型公益法人などについては必要性について精査し、整理・統合したうえで国自ら又は独立行政法人に行わせることを予定しており、かかる状況下で運営主体としては独立行政法人以外想定し得ないという状況も存在したことである。

いずれにしても法テラスが民事・刑事等の各種業務を担うにふさわしい組織であるかどうか、今後の運用と実績の評価を待たなければならないが、民間主導で、組織も柔軟で、自主性も尊重される法テラスの方向性は国民のアクセス拡充という司法改革の大きな成果を実現する器としては適切なものと考えられる。

9 日弁連の関与と法務大臣の二人三脚答弁

総合法律支援法第三二条第六項では、法テラスは、「業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会」等に対して「意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」と規定するのみで運営にあたり日弁連の意見を聴くという明文はない（但し、弁護士である審査委員会委員の解任については、日弁連会長の意見を予め聴かなければならない）。

法制定にあたり、日弁連執行部は、特に、法テラスの業務の中核を担うのは弁護士であることから、その運営に日弁連の意見が反映されることが必要であると考え、法制定の国会審議の場で担当の野沢太三法務大臣（当時）から次の趣旨の答弁を引き出した。

「今回の法律サービスの主要な担い手が弁護士であることに間違いはない。支援センターの業務を円滑に運営

するには、適宜日弁連の意見を伺うなどしながら、その協力を得ることが不可欠である。そこで、支援センターにおいては、業務の運営に当たっては、日弁連等に対して意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとしている。また、法務大臣権限についても、支援センターを円滑に運営するためには、弁護士、日弁連の意見を伺いながら協力を得ることが非常に重要であり、日弁連の皆様と実質的な意味での二人三脚による運営をしなければならぬ。」(二〇〇四(平成一六)年五月二五日参議院法務委員会における千葉景子議員の質問に対する大臣答弁) いわゆる二人三脚答弁である。

(二) 日弁連の組織と活動

1 日本司法支援センター推進本部

日弁連では、日本司法支援センターの設立準備から業務開始後の運営に至るまで、各段階におけるさまざまな課題を検討する組織として、日弁連会長を本部長とする日本司法支援センター推進本部(理事会内対策本部。以下「推進本部」という。)(二〇〇四(平成一六)年四月設置)を設置した。二〇〇六(平成一八)年四月には、弁護士会内での民事対応態勢の整備が立ち遅れていることを踏まえ、推進本部内に「民事対応態勢整備本部」を設けた。

国選弁護対応態勢の確立については、「新たな国選弁護制度等への対応態勢の確立方策に関するワーキンググループ」を設置して検討を進めてきたが、二〇〇七(平成一九)年二月に、これまでの成果を受けて、理事会内対策本部として「国選弁護対応態勢確立推進本部」を設置し、二〇〇九(平成二一)年の国選弁護対応態勢の確立に向けた検討態勢を整えた。

なお、弁護士会の情報を常時収集し、また弁護士会からの問い合わせに対応するために、二〇〇六(平成

一八）年六月囑託弁護士を室員とする「日本司法支援センター対応室」を設置している。

また、扶助協会においていわゆる自主事業として行われていた人権関連の諸活動を法テラスに承継するため、推進本部内に設置された自主事業検討チーム（その後法律援助業務対応チーム）において財源や委託方式などについて検討を行ってきたほか、関連委員会連絡会議を随時開催し、関連委員会との意見交換を行った。

2 法テラス本部との協議

法テラス本部との協議について、日本司法支援センター関係機関連絡協議会（法テラスが主催し、日弁連、法務省、最高裁、扶助協会、日司連が参加する会議）が開催されている。

また、業務開始までの間に諸規則策定、公的弁護、民事法律扶助、スタッフ弁護士確保など個別のテーマごとに日弁連と法テラスとの間で二者協議が行われてきた。業務開始後も、情報提供業務特にコールセンター業務、公的弁護、スタッフ弁護士確保・配置、法律援助業務などをテーマとして二者協議が行われている。また、情報提供業務については、日司連を含めた三者による協議も行われている。

(三) 法テラスの組織と業務

1 法テラスの組織

(1) 組織の概要

法テラスは、本部のほか、地方事務所（全国五〇カ所）を置き、地方事務所の下に支部（国選弁護と民事法律援助の管理業務を行うフル規格の事務所。二〇〇九（平成二一）年四月現在、一一カ所に設置）、出張所（民事法律援助の管理業務を行う。同じく六カ所）並びにスタッフ弁護士が駐在する地域事務所（法律事務所のみの機能を持つ事務所）が置かれている（同一六カ所）。

また、支部・出張所にスタッフ弁護士が常在することもある。

(2) 本部組織

ア 役員等

初代理事長として元東京都副知事の女性が任命され、二〇〇六（平成一八）年四月一〇日から理事として日弁連会員一名を含む四名が就任した。その後、初代理事長の退任に伴い、二〇〇八（平成二〇）年四月一〇日から日弁連会員が理事長に就任した。

イ 審査委員会委員

契約弁護士への措置等を審査する審査委員会には、日弁連会員二名が就任した（委員定数九名）。

ウ 評価委員会委員

法務省内に設置される日本司法支援センター評価委員会には、日弁連会員一名が選任されている。

(3) 地方組織

ア 所長・副所長

現在、日本全国の地方裁判所所在地五〇カ所すべてに法テラス地方事務所が設置されている。その所長には、すべて弁護士が就任しており、また副所長には弁護士と司法書士が就任している。

イ 地方事務所等の設置

法テラス地方事務所の規模や賃料、職員数は、民事法律扶助件数と国選事件件数を基準に算定されている。

ウ 支部・出張所等の設置

支部は多摩・北九州・姫路・阪神・川崎・小田原・川越・松戸・沼津・浜松・三河の合計一支部、出張所は東京（新宿、上野、渋谷、池袋、八王子の五カ所）・大阪（堺）の計六カ所設置されている。

工 職員

二〇〇九（平成二二）年二月一日現在、法テラスには常勤職員（スタッフ弁護士・任期付常勤職員を含む）六一五名、非常勤職員五〇八名（所長五〇名、副所長一七一名を含む）の職員が勤務している。

2 法テラスの業務

(1) 民事法律扶助

まず、法律相談援助は、業務開始初年度（二〇〇六（平成一八）年一〇月から二〇〇七（平成一九）年三月）六万四、八三七件（通年実績一〇万七、三九五件）、翌二〇〇七（平成一九）年度一四万七、四三〇件、二〇〇八（平成二〇）年度一七万九、一一三件（二〇〇九（平成二二）年四月六日現在）であり、一年目約三七％、二年目約二二％増となっている。

次に、代理援助（書類作成を除く）は、初年度三万二、七六八件（通年実績六万一、一九六件）、翌二〇〇七（平成一九）年度六万八、九一〇件、二〇〇八（平成二〇）年度八万〇、三七八件（二〇〇九（平成二二）年四月六日現在）であり、一年目約二三％、二年目約一七％増となっている。

法テラスは、二〇〇八（平成二〇）年度は、書類援助を含む代理援助件数の目標を八万五、五三〇件と設定しており、二〇〇八（平成二〇）年末からの経済不況、雇用状況の厳しい環境の中で援助件数は急増しており、目標件数を超える勢いとなっている。

(2) 情報提供

法テラスの業務開始と共に新たにコールセンターが設置され、電話による利用者への法情報サービスを行っている。受電するのはオペレーターで、主に消費生活相談員が担当している。質問の回答はFAQ（良くある質問と回答）を駆使したり、スーパーバイザーや弁護士によるテレフォンアドバイザー（TA）が、その場で電話対応を行うなど利用者の満足度を高める努力を行っている。

コールセンターでは法律相談ではなく紛争解決のためのさまざまな情報提供であり、具体的法律相談や弁護士紹介は、資力要件により、法テラス地方事務所の扶助相談窓口や弁護士会法律相談センター等を紹介している。また、法テラスはメールによる情報提供も行っており、こちらは徐々に増加している。

コールセンターへの問い合わせは、業務開始当初は月三万五、〇〇〇件を超えたが、その後落ち着いており、二〇〇八（平成二〇）年度は月二万三万件前後で推移している。

課題としては、依然として低い法テラスの認知度（二〇〇九（平成二一）年法テラス調査で二四・三％、同年内閣府調査で二八・一％）を高めることが前提となる。そのうえで、利用者の多くは具体的紛争解決のために弁護士等の専門家を求めており、そのための迅速かつ役立つ情報提供がなされることが大切である。

(3) 国選弁護

法テラスの業務開始により、国選弁護人の選任・解任は従来通り裁判所が行うが、それ以外の国選弁護人の指名・通知・報酬の支払い等の運営はすべて法テラスの業務となった。これに伴い、国選弁護予算は最高裁の所管であったが、民事扶助予算（運営交付金）を含めて法務省所管に変更された。

ア 被疑者国選

二〇〇六（平成一八）年一〇月から、わが国に初めて被疑者国選弁護制度が導入された。まず当初は、死

刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当る罪」の事件とし、二〇〇九（平成二二）年五月二日から、必要的弁護事件に拡大した。

イ 国選付添人制度

現在、国選付添人制度には、（ア）一定の重大事件で、少年審判への検察官関与の決定がなされた場合の必要的選任、（イ）同じく一定の重大事件で、少年鑑別所送致の観護措置が採られている場合の裁量的選任、（ウ）重大事件を含む一定の事件類型において被害者等の少年審判傍聴を許す場合に、事前に弁護士付添人の意見を聴く際の必要的選任がある。

これら少年法改正に伴い、法テラスは国選付添人の指名・通知および報酬支払い等に関する業務を行っている。

しかし、国選付添は身体拘束されたすべての少年を対象とせず、右（イ）のとおり極めて限定的事件であり、しかも裁判所の裁量に委ねられていること、二〇〇九（平成二二）年五月二日以後被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたことから、被疑者段階で国選弁護人が付きながら、家裁送致後には国選付添人が付さないケースも出ており早急な改善が求められる。

ウ 犯罪被害者参加弁護士制度

二〇〇七（平成一九）年六月、犯罪被害者の権利利益の保護を図るため、被害者参加制度が設けられた（二〇〇八（平成二〇）年二月一日施行）。それに伴い、総合法律支援法が改正され、被害者参加人が資力に乏しい場合でも、被害者参加弁護士の援助が受けられるようになり、国選被害者参加弁護士の指名・通知および報酬支払に関する業務が法テラスの業務に加わった。

(4) 司法過疎対策

総合法律支援法は、弁護士過疎対策として「適当な契約弁護士」（スタッフ弁護士）を置いて、有償事件を含む民事・刑事事件を行うこととしている。

ア スタッフ弁護士の確保

常勤スタッフ弁護士は、二〇〇六（平成一八）年の業務開始から、毎年全国各地に赴任しており、その数は一〇〇名である（二〇〇九（平成二一）年四月一日現在）。

イ 新スキームの整備

二〇〇七（平成一九）年度から、新人弁護士について、法テラスが採用し一年間養成事務所に委嘱して研修・養成を受ける法テラス採用方式（いわゆる新スキーム）も導入され、同じく約五〇名余りが全国各地で養成中である。この新スキームの導入により養成事務所の幅が広まり、スタッフ弁護士の確保は着実に進んでいる（養成事務所が採用して養成した後スタッフ弁護士として送り出すこれまでの方式を従来スキームと呼んでいる）。

ウ 四号業務対応地域事務所

常勤スタッフ弁護士が常駐する過疎地対応の四号業務対応地域事務所は、全国二三カ所に存在し、二九名のスタッフ弁護士が活動している。

エ ゼロ・ワン地域の解消に向けて

二〇〇九（平成二一）年四月一日現在で、弁護士ゼロ支部は一カ所（鹿児島・加治木支部）のみであり、ワン支部は一五カ所となっている。日弁連が二〇〇〇（平成一二）年一月から導入したひまわり公設事務

所が先行し、これに法テラスの四号業務対応地域事務所が加わったことで一気にゼロ・ワン地域の解消が進んでいる(二〇〇〇(平成二二)年のひまわり基金開設当初は、ゼロ地域三五カ所、ワン地域三六カ所であった)。

しかし、過疎かどうかの判断は形式的な登録弁護士の数ではなく、弁護士が二名以上いても、人口や経済活動等から推測される法的需要に対して、弁護士不足が著しい地域(いわゆる弁護士偏在解消対象地域)も数多く残されている。そのような地域での弁護士過疎を解消するためには、四号地域に準ずる地域にも、必要に応じて四号業務対応地域事務所の開設を進めるなどの取組みもなされている(二〇〇九(平成二二)年度は、福知山、延岡、会津若松へ配置された)。

才 連携・補完の原則

総合法律支援法第三二条第三項は、過疎対策を実施するにあたっては日弁連などとの連携、補完に意を用いなければならないとしている。民の足らざるところを補う趣旨(民業圧迫の回避)とされている。法は、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」(同法第二条)ことを基本理念として、その体制整備を国の責務としている(同第八条)。従って、この原則は、過疎対策のすべてを日弁連の負担と責任で実施するものではなく、日弁連の過疎対策(ひまわり基金事業)が先行している地域では法テラスの事業は行わない、あるいは、ひまわり基金事業が行われていない地域においてのみ法テラスの事業を行うということを意味するものではない。むしろ、いわばボランティア事業であるひまわり基金事業を継続するのが困難となっている地域ではそれに代替する、あるいは、並行的にそれを支援して司法過疎を解消するという積極的役割を果たすのが連携・補完の意味と

いえる。

(5) 犯罪被害者支援

犯罪被害者支援のため、刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図る制度の情報、関係機関・団体の案内、精通弁護士を紹介を行っている。

コールセンターでは、犯罪被害者支援の専用電話を設け、被害者へ二次被害を与えないよう専門家が配慮しながら情報提供を行っている。

(6) 日弁連委託援助業務

扶助協会がいわゆる自主事業（補助金対象外事業）として日弁連の経済的支援の下で実施してきた刑事被害者、少年、難民、犯罪被害者、外国人、子ども、精神障がい者、心神喪失者、高齢者・障がい者・ホームレスなどの法律援助を法テラスに委託している（二〇〇七（平成一九）年一月一日以降）。

援助件数は、最近の経済不況、雇用状況の悪化から増え続けており、日弁連としてその財源確保が喫緊の課題となりつつある。援助の対象事件は公的支援の下で解決されるべき社会性のある案件ばかりであり、本来事業化してゆくことが強く望まれる。

(四) 取り組むべき課題

法テラスが設置されて三年、業務開始されて二年半が経過した。日弁連、弁護士会は、市民の司法アクセス拡充の視点から今後共、法テラスの業務と運営を支援してゆく必要がある。他方、業務開始後、さまざまな課題も明らかになりつつある。以下は、日弁連として特記すべき取組み課題について言及する（なお、法テラスの現状と課題については、日本司法支援センター推進本部が取りまとめた「日本司法支援センターへの期待と課題」（二〇〇八（平成

二〇〇一年七月一八日付）参照。国選弁護士報酬に関しては、第一章の三の三に譲ることとする。

1 スタッフ弁護士の役割

(1) 協働的機能と専門的機能

スタッフ弁護士の役割（機能）は大きく、ア 協働的機能と、イ 専門的機能であるといえる。

ア 協働的機能は、法テラス活動を外側から支える法テラスには雇用されない弁護士であるジュディケア弁護士と民事、刑事事件の何れにも協働して、市民のための法的セーフティー・ネットワークを積極的に構築し、市民の法的需要に幅広く応えてゆこうとする役割である。

スタッフ弁護士は、各地の弁護士会の委員会・ジュディケア弁護士・地方自治体・NPOなどの協力を得ながら、これまで弁護士による法的救済にアクセスできなかった多くの市民のさまざまな法的需要に答えようと、さまざまな試みを行っている。

その結果、司法過疎地はもちろん、都市部においても、さまざまな新たな法的需要を掘りおこしつつあり、「社会の医師としての弁護士の役割」を大きく広げ、「弁護士に対する社会的需要」を新たに大きく広げる役割を果たしている。

イ 専門的機能は、二〇〇九（平成二一）年五月から拡大又は実施された被疑者国選弁護士制度や裁判員裁判での公判前整理手続を経て連日的・集中的開廷に耐え得る、質の高い刑事弁護の専門集団としての役割である。

また、刑事専門家として、毎年数十名のスタッフ弁護士を後継者として養成して各地に配置することにより、わが国の刑事司法の活性化、厚みの醸成にも期待が寄せられている。

世界の潮流はジュディケア弁護士とスタッフ弁護士の混合形態を適切なものとして容認しており、両者の数やスタッフ弁護士の地位、相互の関係については、各国で一律でないものの、刑事・民事の担い手として両者を混合的に併存させながら、スタッフ弁護士の役割は役割として積極的に評価し、協働的に市民的法的サービスを発展させつつある。

(2) 三つの課題

これらの機能を十分に発揮するために、当面次の三点が検討されるべき課題となっている。

ア スタッフ弁護士の職務の独立性を確実にしていくこと（事務局長が、法律事務所の事務員に指示を出したりしないこと、会計の分離、事務所スペースの分離など）

イ スタッフ弁護士が重大事件に対応できる職務環境および事件配点ルールを整備すること

ウ 国選弁護人の複数選任を柔軟に認めることなど、ジュディケア弁護士と協働して重大事件に対応できるように、組織的・専門的な体制を整備すること

2 民事法律扶助改革

二〇〇一（平成一三）年六月二二日発表された司法制度改革審議会意見書は、「民事法律扶助制度については、対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等について、更に総合的・体系的な検討を加え」ることを提言している。

このうち、運営主体については、法テラスの設置により解決を見たが、民事法律扶助の内容については、現在も手が付いていない。

日弁連は、日本司法支援センター推進本部内に、民事法律扶助制度改革推進本部を設けて、これへの取組みを

開始した。現在、日弁連、法テラス、法務省との間で、課題毎に運用改善、業務方法書の改訂、法律の改正を要する事項を整理し、第二次民事法律扶助改革に向けた取組みが始まっている。

(小林 元 治)

五 司法アクセスの拡充

(一) 法律相談活動

1 弁護士過疎地域における法律相談センター設置の取組み

日弁連は、一九九六(平成八)年定期総会において、弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言(いわゆる名古屋宣言)を採択し、同年一二月にはゼロワン地域を中心とした弁護士過疎地域およびそれ以外の地域でも法律相談の拡充が必要な地域に法律相談センターの設置等を促進するための行動計画を発表した。五年以内に、「いつでも、どこでも、だれでも」法律相談が受けられる体制を全国に整備し、市民の権利実現のため弁護士へのアクセス確保を目指したものである。

これに先立ち、日弁連がパイロット事業として参画する形で、鳥根県弁護士会、中国弁連と共同して一九九五(平成七)年九月に石見法律相談センターを開設したことは、名古屋宣言および行動計画への道筋をつけるものであった。行動計画の実施は日弁連に一九九一(平成三)年二月に設置されていた「法律相談事業に関する委員会」(以下「委員会」という。)が担当することになった。

法律相談センターの設置は、地元弁護士会の自主性を尊重することが前提であり、過疎地域を抱える小規模弁護士会には財政面、人材確保の面でも相当な負担となることは明らかであった。そのため、日弁連、弁護士会

連合会との共同事業化で実現するほか、青森県弁護士会が始めた「スポット借り方式」（相談日だけ場所を借り、弁護士会での相談受付、担当弁護士による相談料受領）などの創意工夫により、全国に法律相談センターは徐々に拡充していったものである。その結果、一九九八（平成一〇）年度までには地裁の本庁・支部所在地に法律相談センターが一三四カ所、弁護士過疎地域には一六センターが開設された。

その後、過疎地型法律相談センターの拡充は、「ひまわり基金」の設置により一層推進されることになる。「ひまわり基金」の詳細は後述するが、その役割は、司法過疎対策として、弁護士過疎地域の解消を目指すひまわり基金法律事務所の開設運営資金の援助、過疎地域への弁護士定着支援のほか、弁護士会が運営する過疎地型法律相談センターへの補助金を支出するためのものである。「ひまわり基金」の設置に伴い委員会は、公設事務所の設置・運営に関する活動、弁護士定着支援のための活動などが目的に追加され、「日弁連公設事務所・法律相談センター」と改称された。

二〇〇〇（平成一一）年五月の日弁連定期総会「司法サービスの全国地域への展開に関する決議」では、法律相談センターを全国各地に設置すること、その機能の拡充を図ることなどが盛り込まれた。前記行動計画の五年間の期限を終える二〇〇一（平成一二）年五月には日弁連理事会において新たに「司法サービスの全国展開に関する行動計画」が決議され、（１）ゼロワン地域やすべての地方裁判所支部地域への法律相談センターの設置、（２）弁護士過疎地域への公設事務所の設置（二〇カ所以上）、（３）ゼロワン地域への弁護士定着の推進、（４）弁護士過疎地域の公設事務所に協力する法律事務所の設置（一〇〇カ所以上）、の四つが具体的目標として掲げられた。新たな行動計画に基づき、法律相談センターは二〇〇八（平成二〇）年度までの一〇年間で大幅に増加し、二〇〇九（平成二一）年三月時点で三一カ所が開設されている（うち二〇〇八（平成二〇）年度「ひまわり基

金」による援助を行った) 過疎地型法律相談センターは一四三カ所。法律相談センター未設置支部は二二カ所まで大幅に減少し、全国で市民の司法に対するアクセス障壁は格段に解消されたものといえる。ひまわり基金からの過疎地型法律相談センターに対する援助金額は、二〇〇八(平成二〇)年三月末日現在、一三九センターに対し、計一億五、六七〇万円強となっている。

司法アクセス確保に関する各地の取組みは過疎地域にとどまらず、都市部でも積極的に取り組まれており、弁護士会内の設置にとどまらず、外部に複数箇所設置することで、弁護士から市民へアプローチするという方針での取組みが行われるようになった。

2 専門相談体制

深刻な社会問題となった多重債務問題は、ヤミ金被害を契機に飛躍的に相談件数が増大し、その救済のために各地に専門相談が設けられ、都市部では専門相談所が開設された。即時対応の必要性が高い多重債務問題は、相談窓口への誘導が不可欠であることから、各地の法律相談センターで初回相談料無料化などの取組みが行われている。

さらに、委員会では全国での専門相談体制を整えることを新たな課題としている。現在、各地で見られるものとしては、労働問題相談、消費者問題相談、医療問題相談、セクハラDV相談、外国人相談、高齢者障害者相談、子どもの相談、犯罪被害者相談、民暴相談、公益通報相談、建築相談など多岐にわたっている。人権擁護活動の一環として設置されたものが多く、各地での対応態勢は種々である。これらは全国どこでも起こりうる問題であり、各地で対応できる態勢を取ることで、市民の司法アクセスが事件の種類に関わらず改善されることはいうまでもない。しかし、専門分野に応じた特別な知見およびボランティア的対応が必要なことから、人材の確保

が大都市部では比較的容易であるのに対し、中小規模弁護士会では難しい状況にある。専門分野に関する研修を行うことで人材を確保するほか、県境を超えた弁護士会連合会単位での対応態勢を工夫するなどの取組みが望まれるところである。

3 民事当番弁護士制度、弁護士紹介制度等

法律相談センターの補完として、民事当番弁護士制度を設けた弁護士会（山口県、長崎県など）もある。法律相談センターの予約が一杯とか即時に対応が必要な場合などのために、民事当番弁護士制度を設けることで、市民のニーズに応えることを目的とする。また、長野県弁護士会が日本司法支援センター（以下、法テラス）という、地方事務所を受付窓口とするなどその内容は種々である。大阪弁護士会が離婚や相続に関する訴訟や調停の当事者になった人を対象に家事当番弁護士制度を導入するなどの新たな試みもある。

その他業務改革の側面から検討が重ねられてきた弁護士紹介制度が専門分野ごと、あるいは行政・企業・諸団体向けで構築されるなどの取組みが行われており、法律相談センターとの役割分担が今後の検討課題となる。

さらに、法テラスコールセンターにおける情報提供業務は各地に影響を与えており、法律相談への前さばきとしての電話ガイド、電話相談などを新たに導入する弁護士会が増えている。

(二) 公設事務所

1 「ひまわり基金」について

日弁連は、一九九九（平成一一）年九月司法過疎対策に使用されるための「日弁連ひまわり基金」を設置した。東京弁護士会からの一億円の寄付と日弁連創立五〇周年記念事業特別基金からの繰入金三、〇〇〇万円を財源として発足し、同年一二月の日弁連臨時総会で特別会費として、二〇〇〇（平成一一）年一月から五年間一人あた

り毎月一、〇〇〇円を徴収することが決議された。

二〇〇四（平成一六）年一月の日弁連臨時総会で徴収期間を二〇〇五（平成一七）年一月から二〇〇七（平成一九）年三月まで延長し、徴収金額を月額一、五〇〇円に増額した。二〇〇六（平成一八）年二月の日弁連臨時総会で、月額一、四〇〇円に減額の上、二〇〇七（平成一九）年四月から二〇一〇（平成二二）年三月まで徴収期間が延長されている。

2 ひまわり基金法律事務所の開設

ひまわり基金法律事務所（以下、「ひまわり公設事務所」という。）は、弁護士過疎の解消のために弁護士過疎地に設置される公設事務所であり、日弁連、弁護士会連合会や弁護士会が関与して設立され運営される。ひまわり基金から開設の費用、運営費を援助するほか、公設事務所毎に支援委員会を設け、運営上の問題等について協議し、所属弁護士を支援している。

日弁連五〇周年記念事業のパイロット事業として、第一号の公設事務所である石見ひまわり基金法律事務所が二〇〇〇（平成一二）年六月に開設された。二〇〇一（平成一三）年四月には紋別および石垣ひまわり基金法律事務所が開設されたが、過疎地域に赴任する弁護士の確保は困難であり、日弁連は弁護士過疎地域への弁護士派遣等にボランティアで協力する「協力事務所」を募集して確保に努めた。ひまわり公設事務所に対する評判は極めて高く社会的にも周知されるようになったことから、二〇〇四（平成一六）年ころから応募者が急増し、二〇〇九（平成二一）年四月には累計で九四カ所、うち定着した事務所が二カ所、稼働している事務所が七カ所となっている。

3 弁護士ゼロ支部の解消

日弁連の積極的な取組みと過疎地域を抱える弁護士会、弁護士会連合会の地道な努力、司法過疎解消を担う弁護士の懸念なる活動により、一九九三（平成五）年七月一日時点では、弁護士ゼロ支部五〇力所、弁護士ワン支部二五カ所であったのが、二〇〇八（平成二〇）年六月には弁護士ゼロ支部の解消を達成し、弁護士ワン支部二四カ所となった。二〇〇九（平成二一）年二月段階では残念ながら弁護士の移動により常駐弁護士がいなくなったため、弁護士ゼロ支部は一カ所になっているが、近い将来弁護士が常駐する見込みがあり、弁護士ゼロ支部の解消も確実なものとなっている。二〇〇九（平成二一）年二月現在、弁護士ワン支部は一四カ所（但し、弁護士法人の非常駐支店がある支部は四カ所）となっているが、日弁連は二〇〇九（平成二一）年中の解消を目指して臨んでいる。

4 都市型公設事務所

二〇〇一（平成一三）年に都市部における公益活動や弁護士過疎地で活動する弁護士を育成する目的などのために、初めて都市型公設事務所が設置された（大阪こうせつ基金法律事務所）。これに続き東京に七カ所、岡山、広島、兵庫に開設されたほか、弁護士会連合会が基金（道弁連・すずらん基金、東北弁連・やまびこ基金、九弁連及び福岡県・あさかぜ基金）を設置したり、弁護士偏在解消のための経済的支援制度を利用した新たな拠点事務所が開設されるなど増加傾向にある。当該地域の弁護士過疎・偏在を当該地域で担うことを目的とした拠点事務所への設置は、弁護士会、弁護士会連合会が過疎・偏在解消に向けて真摯に取り組む姿勢を表しているものにはかならない。

5 今後の課題

- (1) 法テラス四号業務対応地域事務所との役割分担

二〇〇六（平成一八）年に業務を開始した法テラスの四号業務対応地域事務所（以下「法テラス四号事務所」という。）は司法過疎対策という共通の目的を持つことから、ひまわり公設事務所との役割分担が課題となっている。二〇〇七（平成一九）年に日弁連に設置された弁護士過疎・偏在問題における「適切な役割分担」に関する検討ワーキンググループは「日弁連が今後探るべき過疎・偏在対策について」との提案を行った。委員会としては、ひまわり公設事務所の開設は、法テラス四号事務所との調整の必要性があることを前提に、法テラス四号事務所は経済的な理由からひまわり公設事務所の設置や弁護士の定着が見込めない地域、引継ぎに当たり後任者の確保が困難な地域に設置してもらうことが望ましい、また法テラス四号事務所が一つしかない地域では、利益相反問題が生じることから、同一地域におけるひまわり公設事務所設置の意義は大きく、併存する必要があるとの意見を有している。

(2) 「ひまわり基金」の今後

二〇二〇（平成二二）年三月まで延長された「ひまわり基金」の今後について、ひまわり公設事務所への援助と恒常的に多額の支出を要する過疎地型法律相談センターへの援助の必要性があるとの認識を持ちつつ、今後の過疎・偏在対策のあり方全体との関係を考慮する必要があるとして、弁護士過疎・偏在対策のための基金と特別会費のあり方に関する検討ワーキンググループが二〇〇八（平成二〇）年二月に設置され、検討中である。

(三) 民事法律扶助

1 法律扶助協会から法テラスへの民事法律扶助業務の承継

二〇〇四（平成一六）年五月に成立した総合法律支援法により、二〇〇六（平成一八）年四月法テラスが設立

され、一〇月に業務を開始した。民事法律扶助事業（以下「扶助事業」という。）は、一九五二（昭和二七）年以来五五年の歴史をもつ財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という。）から法テラスが承継し、扶助協会は二〇〇七（平成一九）年三月末でその歴史を閉じた。

一九九〇（平成二）年の日弁連の第一次司法改革宣言から展開されたさまざまな司法改革の成果の一つとして、二〇〇〇（平成一二）年一〇月民事法律扶助法が施行され、扶助事業を「民間の事業」とし、指定法人となった扶助協会に「事業に要する費用の一部を補助することができる」と定めたものである。これにより国庫補助金は増加したが、運営費全額が補助される仕組みではないため事業の拡充には制約があり、従来通り弁護士・弁護士会が人的・物的な援助を継続せざるをえなかった。弁護士会への依存体質は、扶助協会各支部に対置する弁護士会の組織力や財政能力等によって、扶助事業の地域格差を生じさせ、全国均質な扶助事業にはなりにくい弊害をもたらしていた。「司法アクセスの拡充」構想のもとに制定された支援法は、扶助事業を「国の事業」と位置付け、政府は原則として、事業費および管理費も含め全額を負担する責務を負うとした。このことは扶助事業の質的な転換をもたらしたものである。

2 法テラスによる扶助事業

二〇〇六（平成一八）年度の援助実績（同年上半年期の扶助協会実績と下半年期法テラスの実績を合計）は、法律相談援助で一〇万七、三九五件、代理援助で六万一、一九六件であり、下半年期大幅な増加を見せた。二〇〇七（平成一九）年度援助実績は、法律相談援助で一四万七、四三〇件（前年度比三七・二％）、代理援助で六万八、九一〇件（同二・六％）と著しい増加傾向にあり、特に小規模の地方事務所においてその傾向は強い。二〇〇八（平成二〇）年度援助実績は、多重債務相談等の減少により頭打ちとなっているが、それでも地方を中心に増加傾向

を維持している。民事扶助担当弁護士は契約制であり、二〇〇八（平成二〇）年四月現在一万余の契約弁護士が登録している。

法律相談援助の大幅な伸びに対し、地方事務所における予算の制約および相談弁護士の確保の問題から、相談予約が二、三週間先になるところもあり、弁護士会と地方事務所は適切な連携を図る必要がある。法テラス指定相談場所の指定を受けた弁護士会法律相談センターを活用することは、当該地域の民事法律扶助拡充に繋がるものである。

3 今後の課題

(1) 民事法律扶助制度の拡充の必要性

欧米諸国と比べれば、法テラスの扶助事業は、対象事件の範囲、対象者の範囲等が限定的であり、予算規模も小さい。特に高齢者、障がいのある人、犯罪被害者、生活保護受給者などの社会的弱者が安心して利用できる制度とするためには給付制の導入は不可欠である。国民生活のセーフティネットとして民事法律扶助制度が機能するように対象者および対象事件の拡大を図る必要がある。

他方、弁護士報酬基準（立替基準）については、扶助協会時代の献身的プロボノ精神を前提とした基準がほとんどそのまま承継され、二〇〇七（平成一九）年度一部修正が行われたものの低廉な基準は維持されており、適正な弁護士報酬にはなっていない。十分な担い手を確保するためにも、サービス提供者の労力に見合う立替基準に見直されるべきである。

(2) 日弁連の取組み

日弁連は、「民事法律扶助制度の拡充」を重点項目として取り組むこととし、二〇〇八（平成二〇）年

一〇月法テラスに対し、民事法律扶助制度の利用促進に関する要望書を提出するとともに、日本司法支援センター推進本部内に民事法律扶助制度改革推進本部を設置した。

わが国の司法制度に適合した望ましい民事法律扶助制度の充実、発展を図るため、扶助業務の運用改善、業務方法書の改訂のほか、支援法の改正も視野に入れて、法テラスおよび法務省等関係機関に働きかけるなどの諸活動を行うものである。

(測 上 玲 子)

(四) 弁護士報酬敗訴者負担問題

国民のための司法を基本理念として出発した司法改革は、司法制度改革審議会の意見書において、全委員一致の意見として、弁護士報酬敗訴者負担について、国民が裁判を利用し易くするため原則的に敗訴者負担とし、提訴を萎縮させるケースは例外とする、という意見を述べた。

しかしすでに審議会の中間報告で、国民が裁判をし易くするために敗訴者負担とすべきとされたことがわかると、たちまち消費者団体、消費者被害の救済などにかかわる弁護士などから、反対あるいは根本的見直しを求める意見が続出した。

日弁連は、二〇〇〇(平成一二)年一〇月、理事会で一般的な敗訴者負担制度の導入につよく反対することを表明し、審議会に十分な審理を求めるとともに、翌二〇〇一(平成一三)年二月、会長名で「国民の皆さんへの訴え」と題する一文を発表し、この問題への理解を広く求めた。

敗訴者負担論者の根拠は、勝訴したのに弁護士報酬を支払うことで本来の権利が削減される、その原因となった敗訴者にその分を支払わせることにより裁判はし易くなり訴訟は増える、明らかに不当な裁判を起こされても勝訴者が

自分の弁護士報酬を負担するのはおかしい、というものである。しかし、これは裁判の現実を見ない抽象論であり、国民の司法アクセスを奪うものである。裁判を起こそうと思っても、多くの場合その勝敗は不明である。医療過誤訴訟や政策形成、判例変更を求める訴訟も怖くてできなくなる。裁判を起こされた方も、言い分があると思っても、負ける相手は弁護士報酬まで負担となる怖さがあり、うっかり応訴もできなくなる。サラ金訴訟の被告がその典型である。明らかな不当訴訟の提起については、裁判で一定の場合は賠償責任が認められ解決済みであり、今後は更に判例の変更でいくらかでも改善できる。不法行為の裁判では、原告が勝訴した場合のみ相手に弁護士報酬を請求できるという市民の司法アクセスをはかる慣行になっている。このような現実の裁判を無視した敗訴者負担は国民の司法アクセスを奪うものであることは明らかである。

日弁連は、この対策のために弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部を設置し、活発な運動を展開した。反対声明、決議、一〇〇万人をこえる反対署名、集会、一、〇〇〇万円以上のカンパを集めて新聞に意見広告を出したり、国会前パレードなどを多くの市民と共に遂行し、国会議員にも働きかけるなど可能な運動はすべて取り組んだ。

内閣が設置した司法改革推進本部の司法アクセス検討会において、賛成論者は、正しければ裁判で勝つし、不当な訴訟提起への対応に弁護士費用がかかることが問題だという基本認識で敗訴者負担を主張した。現状で苦しんでいる人、裁判でどうなるかわからない人、敗訴した人の苦しみについては全く無頓着であった。弁護士の中でも当事者同士で合意したらそれでよいなどの認識しか持たない人もおり、日弁連の内部にも条件付賛成論があった。しかし、これら条件付賛成論ではなく、無条件反対で運動を進め、市民やマスコミ、そして最後には野党だけでなく与党の議員にも支持され、敗訴者負担法案は政治情勢の幸運も重なって二〇〇四（平成十六）年十二月三日、廃案となった。

この廃案は、日弁連や市民団体の各種の運動が、マスコミや国会議員を動かすことができた結果といえる。

反対運動の方法としては、まず、主張の理論的正当性、実務的妥当性を論証することと、次にそのことを社会に向けて広報、宣伝することになる。これらの運動の主体は、まず弁護士会であり、市民団体や学者、マスコミ、そして最終的に国会議員に動いてもらう。具体的な方法としては、研究会・講演会・集会の開催、論文発表、パンフレット・ビラの作成配布、意見広告、面談による説得要請活動ということになる。

敗訴者負担反対運動が盛り上がったのは、その主張の正当性と市民が自らの問題として立ち上がってくれたことによる。

敗訴者負担問題は、当初多数の「取り組み」項目の中の一つとして日弁連の司法改革実現本部で取り扱われていたが、その後課題の重要性和運動の大衆性を考慮して、「特別に」対策本部が設置された。このことが以後の反対運動に機動性や集中性を与え、日弁連の真剣さを示すことができ、弁護士会や日弁連、市民運動の盛り上がりの重要な要因となった。

この運動の中で、市民団体から日弁連の力が見直され、双方が連携していくことの効果が十分認識されることになった。

(辻 公雄)

六 民事司法改革

(一) 民法改正

1 新民事訴訟法

(1) 民事裁判の運用改善と民事訴訟法の改正

第一一回司法シンポジウム（一九八六（昭和六一）年）において「民事裁判の現状と課題」が取り上げられ、裁判に時間と費用がかかりすぎる或いは民事紛争の解決手段として国民が利用しやすいものにすべきであるという指摘がなされ、この頃より民事裁判において「審理の充実と促進」を求める声が全国各地で高まってきた。東京三会の弁護士会や大阪弁護士会等で相次いで民事裁判の運用改善の提言が発表され、一九八八（昭和六三）年から一九九一（平成三）年にかけて各地でシンポジウムが開催された。一方、一九九一（平成二）年、法制審および同民事訴訟法部会は「国民にとって利用しやすく、分かりやすい民事訴訟手続の実現」をキャッチフレーズに民事訴訟法の改正作業に着手した。五年以上に渡る問題点の抽出や検討作業の後、一九九六（平成八）年に民事訴訟法が改正され、一九九八（平成一〇）年一月から施行された。日弁連は、法制審議会の民事訴訟法部会に委員や幹事を派遣し、改正案について検討を行い、日弁連の意見を改正案に大いに反映させることができた。

(2) 新民事訴訟法の改正ポイントと運用上の問題点

今回の改正は、一九二六（大正一五）年の全面改正以来、約七十年ぶりの大改正であり、民事訴訟手続全般に及ぶものであるが、主要な改正ポイントは、ア 争点および証拠の整理手続の整備、イ 証拠収集手続の拡充、ウ 少額訴訟手続の創設、エ 最高裁に対する上訴制度の整備等である。

ア 争点整理手続

準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続という三種類の手続を設け、事案の性質、内容等にに応じてこの中から適切な争点整理手続を選択し、早期に適切な争点等の整理をすることができるようにした。

日弁連は、これまで、形骸化した口頭弁論を充実・活性化させること、また、当時慣行的に広く行われていた弁論兼和解を改善すべきであることを強く主張してきていた。前者については、準備的口頭弁論において、ラウンドテーブル法廷等を利用して争点等の整理を集中的に行うことによって、この弊害を改善できるものと考えられた。後者については、旧法の準備手続の内容をより充実させ、実質的な弁論が期待される弁論準備手続の創設によって、弁論兼和解を事実上廃止させた。

しかし、現在、準備的口頭弁論はほとんど用いられることがなく、大半の争点整理は弁論準備手続において行われている。弁論準備手続は、立法段階から争点整理の中心的役割を担うものと予想され、実質的な弁論による争点整理が期待されたが、今日では、書面の交換に終始し、充実した議論が行われていないとの意見もある。また、日弁連は弁論準備手続の公開を強く主張したが受け入れられず、関係者公開にとどまったが、弁論準備手続の終了後、口頭弁論において結果陳述を義務付けることを主張し、これは改正案に採用された。しかし、施行当初は、主要な争点を述べ、証拠により証明すべき事実を現実に口頭で陳述するという実質的な結果陳述が行われていたが、しばらくして、形式的な結果陳述しかなされなくなつた。

イ 証拠収集手続の拡充

(ア) 文書提出命令の拡充

当事者が争点等の整理をし、立証すべき事項を十分明確にした上で証拠調べに入るためには、相手方や第三者の持っている証拠を収集しやすくすることが必要である。新法では文書提出命令についていわゆる一般提出義務を定め、対象文書の範囲を拡大し、文書の特定のための手続も設けた。しかし、

公務員がその職務に関し、保管・所持する文書や自己使用文書等を、提出義務の対象文書から除外しており問題点も残された。

(イ) 当事者照会制度

当事者の主張・立証の準備のために必要な事項について、当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会することができるいわゆる当事者照会制度を新設した。本制度は日弁連の強い要請によって導入されたが、裁判所が手続に関与するものでなく、また、不当な回答拒否等に対する制裁規定もないこと等から、今日十分に活用されていない。

ウ 少額訴訟手続の創設

三 万円（後に六〇万円に改正）以下の金銭の支払を請求する事件について、原則として一回の期日で審理を終了し、直ちに判決の言渡しをすること、被告による任意の履行がされるよう、資力等を考慮して分割払いや支払期限の猶予を命ずる判決ができること等を内容とする特別の訴訟手続を創設し、市民が訴額に見合った経済的負担で紛争の適正・迅速な解決を受けられるようにした。

エ 最高裁に対する上訴制度の整備

上告について、上告受理の制度を導入し、最高裁は、法令の解決に関する重要な事項を含まない事件については、決定で、上告を受理しないことができるようにした。また、法定手続で処理される事件については、許可抗告の制度を導入し、法令の解釈に関する重要な事項を含むものについては、法令の解釈の統一を図る見地から、高等裁判所の許可により、最高裁に抗告をすることができるようにして、最高裁が憲法判断

2

および法令の解釈の統一という重大な責務を十分に果たすことができるようにした。

オ 陳述書の取扱い

当時かなり広く用いられていた陳述書については、新民事訴訟法の中で直接触れる条項はない。これは、その利用は、実務の運用に委ねれば足り、特に立法による手当を必要としないとする趣旨と考えられた。しかし、その後、陳述書は、種々の目的で更に広く用いられるようになり、濫用的な陳述書に対しては、これを制限すべきであるという議論も起こってきた。

(3) 新民事訴訟法の研修と裁判所との運用協議

新民事訴訟法については多数の解説書が出版されたが、日弁連は一九九六(平成八)年一二月に、主として当事者側からみた運用上の問題点について「新民事法運用五のポイント」と題する解説書を出版し、これを全会員に配布した。併せて日弁連は新民事訴訟法の解説のため全国各地で研修会を開催した。さらに、日弁連は、既に、一九九一(平成三)年から最高裁判所と民事裁判の運用等について協議を継続してきたが、新民事訴訟法の施行に伴い、法や規則の解釈或いは運用をテーマとし、精力的に協議を行った。また、各弁護士会連合会や各弁護士会でも、新民事訴訟法の運用について、高裁や地裁と協議を行い、協議内容は会員に広報し、裁判実務の改善に反映していった。

(1) 民事訴訟法の一部改正、人事訴訟法制定および担保・執行法の改正

(1) 司法制度改革審議会意見書

二 一(平成一三)年六月、司法制度改革審議会は、意見書を発表し、民事司法制度の改革について民事裁判の充実・迅速化を図るべきであり、新民事訴訟法による改革に加えて民事訴訟事件の審理期間をおお

むね半減することを目標とし、計画審理を推進し、訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきであるとした。さらに、専門的知見を要する事件において専門委員制度の導入や鑑定制度の改善を、知的財産権関係事件については、これを東京・大阪両地裁への専属管轄化を図り、専門的処理体制を一層強化すべきであるとした。また、家庭裁判所の機能を充実するため、人事訴訟等を家庭裁判所へ移管し、離婚訴訟等への参与員制度を導入するべきであるとした。さらに、民事執行制度を強化するため執行妨害対策や扶養料債務等の履行確保のための制度を整備すべきであるとした。

(2) 日弁連の取組み

日弁連は、このような審議会意見書を受けて、法制審議会および司法制度改革推進本部の審議に対応するため、二一（平成二三）年七月に、民事訴訟法等改正問題検討委員会（現民事裁判手続に関する委員会）を設置し、日弁連推薦の法制審委員・幹事等のバックアップ等を行った。委員会では、会員からのアンケートや関連委員会や各弁護士会の意見聴取等を行い、日弁連の意見書を取りまとめ、これを法制審等における改正作業に反映させた。さらに、日弁連は、改正案の運用上の留意点・問題点を国会の審議等において主張し、修正決議や附帯決議がなされるよう力を注いだ。

(3) 民事訴訟法の一部改正等

前記審議会意見書を受けて、人事訴訟法制定および担保・執行法制の見直しとともに、二二（平成一五）年、民事訴訟法の一部が改正された。

民事訴訟法の一部改正の概要は、ア 計画審理と審理計画、イ 提訴前の証拠収集手続、ウ 専門委員制度の導入、エ 鑑定制度の改善、オ 知的財産権訴訟の管轄の特例等である。

3

簡易裁判所の機能の充実

審議会意見書では、簡易裁判所の管轄拡大と少額訴訟手続の上限の大幅引上げが提言された。

人事訴訟法の概要は、ア 人事訴訟の家庭裁判所への移管、イ 家庭裁判所調査官制度の活用、ウ 参与制度の充実、エ 人事訴訟手続の全面的見直し等である。

担保・執行法改正の概要は、ア 抵当権等に基づく担保不動産収益執行手続の創設、イ 滌除に代わる抵当権消滅請求制度、ウ 一括競売の拡張、エ 短期賃貸借制度の廃止等である。

これらに加えて、日弁連は、養育費等の支払義務の履行を実質的に確保するため、一部でも不履行があれば、確定期限が到来していない債権についても一括して強制執行を開始できる制度の創設を主張し、これを立法化した。

(4) 改正法の解説書の作成と研修、裁判所との運用協議

日弁連は、二 四（平成一六）年二月、「民事訴訟法（新）人事訴訟法、担保・執行法改正のポイント」という解説書を作成し、各改正法についての運用上の留意点・問題点について各弁護士会において研修会を開催した。改正民事訴訟法についても、日弁連は引き続きその運用について最高裁判事局との協議を継続し、特に医療事故事件への専門委員の導入については、導入反対論も踏まえ慎重な運用が行われるよう申し入れた。

また、人事訴訟法の改正等の運用に関しても、日弁連は、二 四（平成一六）年二月、民事裁判手続に関する委員会が担当となり、最高裁家庭局と協議を開始し、家事法制委員会の設置（同年七月）以降は同委員会が担当となり今日まで継続している。

(1) 簡易裁判所の事物管轄の拡大

一九八二（昭和五七）年の裁判所法改正により、三万円から九万円と定められていたが、軽微な事件を簡易迅速に解決し、裁判所へのアクセスを容易にするとの観点から、裁判所法を改正して、簡易裁判所の事物管轄を一四万円を超えない事件とした。また、少額訴訟の目的の価格の上限額も従来の三万円から六万円に引き上げられた。

(2) 司法書士の簡易裁判所における訴訟代理権

審議会意見書では、司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で付与すべきであるとした。

日弁連では、日本司法書士会連合会と「紛争の目的の価格」や司法書士の文書作成に関する相談業務の範囲等について協議を行っており、確認事項や日弁連の見解を明確にし、弁護士会の内外に周知している。

4 裁判迅速化法

第一章の二三 裁判の迅速化に関する法律および検証参照

5 民事裁判の現状と今後の課題

(1) 民事裁判の現状

一九九八（平成一〇）年の新民事訴訟法の施行以来、民事裁判は、迅速かつ適正なものとなっているが或いは国民にとって利用しやすく、分かりやすいものとなっているかが問われてきた。二〇〇八（平成二〇）年の平均審理期間は、全事件で六・五カ月、人証調べ実施・対席判決で一八・七カ月と相当程度短縮されている。一方民事裁判の適正という視点から見ると、控訴取消率は二〇一〇年で二二%台から二五%台へと上昇

傾向にあり、陳述書の利用等によって必要な証拠調べが省略されているという指摘もある。

また、民事裁判の利用者の意識は、二〇〇六（平成一八）年、大学教授らで作る民事訴訟制度研究会が実施したアンケート結果によると、民事裁判に満足している人は二四％に過ぎず、依然として八割近くの人が民事裁判には時間と費用がかかると答えている。また、一九九八（平成一〇）年からの一〇年間、民事第一審通常訴訟は、近時の過払金返還訴訟の増加を除くと事件数は増えていない。これらから現在の民事裁判は相当程度迅速化は図れたものの、適正という点では問題点が残り、さらに国民にとっては十分に利用しやすいものになっていないものと考えざるを得ない。

(2) 民事裁判連続シンポジウムの開催

上記の現状認識の下に、日弁連は三回に渡って毎年シンポジウムを企画した。第一回（二〇〇六（平成一八）年九月）は、新しく創設された訴訟手続を十分に使いこなしているか、そうでないなら利用されない問題点は何かを中心に検討し、使いやすい各種の書式も多数作成し、資料として提供した。

第二回（二〇〇七（平成一九）年二月）は、今日、次々と発生している薬害・詐欺的商法・振り込め詐欺・製造物事故等の被害や訴えに現在の民事裁判が国民の権利救済システムとして十分な機能を果たしているのか、また一般の民事・商事事件においても運用改善だけでは、これ以上国民が利用しやすい民事裁判にならないのではないかという問題意識の下で、新しい手続の立法や実体法の改正について検討を行った。具体的には、ア 証拠収集の拡大、イ 集合的権利保護訴訟、ウ 損害賠償制度、エ 提訴手数料の見直し等である。

第三回（二〇〇八（平成二〇）年二月）は、第二回シンポジウムのテーマについて具体的な立法提言を行った。これらの立法提言は、試案の段階であり、今後、日弁連内部の関連委員会とも意見調整を行い、日

弁連の正式提言としていかなければならない。

(中本和洋)

(二) ADR(裁判外紛争解決機関)センターの活動

1 弁護士会から始まったADRセンターが日弁連の活動に

一九九〇(平成二)年三月に第二東京弁護士会(以下「二弁」という。)に設置された仲裁センター(裁判外紛争解決機関)は、各方面に大きな影響を与えた。二弁の仲裁センターは著名な元裁判官や元日弁連会長などを仲裁人候補者として選任し、「二回までで解決」を標榜した。設立に関与した弁護士は、「仲裁センター」は「くるねこヤマト」であると発言し、当時硬直化していた「国鉄」に対するこの例えは、長期化していた事件を抱える裁判所に対する競争意識を鮮明にした紛争の役割分担宣言であった。

しかし、東京や大阪など大規模会を中心に、岡山、新潟などADRに熱心な弁護士会においてADR機関の設立が続き十数会程度までは伸びたものの、全国的に広がるには至らなかった。これを担うには人的資源を必要とするため、小規模会においては実現困難であることに加えて、当時はまだ裁判に対する信頼が強かったからである。

2 ADR協議会、そしてADRセンター設置

一九九九(平成一一)年四月、日弁連に裁判外紛争処理機関(ADR)協議会が新設された。当時、司法制度改革協議会が設置され、ADRが審議対象となることが予測されたので、日弁連としてADRにどのように対応すべきかを検討する必要から協議会が設置された。

二〇〇一(平成一三)年六月の審議会最終意見書においては、ADRは「裁判と並ぶ魅力的な選択肢」という

位置付けがなされた。日弁連は、同年六月、弁護士会運営関与型ADRの充実やADRに関する関係法令の整備に対応するために、ADR（裁判外紛争処理機関）センター（二〇〇六年一月に「裁判外紛争解決機関」に改称した。以下「ADRセンター」という。）を設置し、以後、同センターにおいて、裁判外紛争解決に関するさまざまな問題が検討された。

3 司法制度改革推進本部のADR検討会のバックアップ ADR法制定への関与

ADRセンターでは、司法制度改革推進本部の仲裁検討会、ADR検討会のバックアップ体制をとり、司法制度改革推進本部事務局（担当参事官）と意見交換会を開催するほか、検討会において、日弁連の立場で、ADR基本法に対する期待、手続主宰者、弁護士法七二条問題などにつき適時にプレセッションを行った。

特に、手続主宰者に関しては、弁護士の一定の関与を条件に弁護士でない者も手続主宰者になれるとする意見を述べ、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」という。）は、日弁連の意見を入れて、二〇〇四（平成一六）年一月に成立した。ADR法は、利用促進を図る観点から、時効中断効など法的効果を規定したが、その前提として認証制度を採用した。認証制度についてはADRセンター内部においても賛否が分かれた問題で、その後、各地の弁護士会では、法務省の認証を取得する会と認証を取得しない会との二つの方向が出現している。

4 ADRセンターのその他の活動

ADRセンターの活動の重要な柱として、（1）各地のADR機関に対する情報提供、指導助言などの支援、（2）全国のADR機関の連絡協議会等の開催、（3）会内のADR普及がある。日弁連ADRセンター発足後ADR機関が新設された弁護士会は、兵庫県（二〇〇一（平成一三）年）、山梨県、奈良、福岡県（二〇〇二（平

成一四（年）、札幌（二〇〇五（平成一七）年）、仙台、愛媛県（二〇〇六（平成一八）年）、山形県、静岡県、鹿児島県（二〇〇七（平成一九）年）、福島県、富山県（二〇〇八（平成二〇）年）で、徐々に増加しつつある。

弁護士会ADRセンターの連絡協議会の開催も、二〇〇三（平成一五）年度以降、従来各地の弁護士会が毎年一回持ち回りで行っていた連絡協議会を日弁連が主催することとなった。毎年テーマを決めて、実施している。併せて、ADR機関運営上の共通的な悩みにつき、各地の機関運営に携わっている実務担当者（事務局、紛争処理委員）との意見交換の場として実務懇談会を毎年一回定期的に行っている。このほか、日弁連特別研修会において、二〇〇五（平成一七）年度以降ADRをテーマとする研修を行い会内のADR普及につとめている。

5 隣接資格者とのADRに関する協力関係

ADR法が、弁護士以外の者にも手続主宰者となる道を開いたために、隣接資格者団体から当該団体が運営するADR機関への協力要請が続いた。

ADRセンターにおいては、二〇〇五（平成一七）年八月、「ADR法第六条の「弁護士の助言」等に関するガイドライン」（二〇〇八（平成二〇）年）八月に、「ADR法第六条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン」に改称）、二〇〇六（平成一八）年八月には、「ADRに関する基本方針」を理事会の承認を得て確定し、当該方針に基づき各隣接資格者団体に対応した。

日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、全国社会保険労務士会連合会の三団体と継続的に協議を行い、全国社会保険労務士会連合会、日本行政書士会連合会とは合意が成立したが、日本司法書士会連合会とは、いまだ合意には至っていない。

(三) 住宅紛争審査会の誕生

1 住宅紛争審査会の誕生

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）が一九九九（平成一一）年六月に成立し、二〇〇〇（平成一二）年四月から施行されたが、日弁連はその法案検討段階から深く関与し、品確法成立にあわせて住宅紛争処理機関検討委員会（「委員会」）を設置した。

品確法は、良質な住宅を確保する目的から住宅の性能表示制度を設けて瑕疵担保責任を充実させ、同時に住宅紛争が発生した場合の体制を整備したものであるが、その際に、各地の弁護士会が住宅瑕疵紛争処理機関（通称「住宅紛争審査会」）として国土交通大臣（当時は建設大臣）から指定を受けることにしたのである。

小さな政府を目指して規制緩和時代に突入したことを示す新しい枠組みで、弁護士会が直接大臣指定の紛争処理機関になることから、弁護士自治との関係を考慮し、一九九八（平成一〇）年度、「住宅性能表示・保証制度（案）」に係る住宅紛争審査会検討ワーキンググループ」を設置した。約一年弱の検討を経て、日弁連は一九九九（平成一一）年五月の理事会において、指定紛争処理機関構想を積極的に受け入れて取り組むことを基本方針として承認した。

品確法は、制定段階において、民法の住宅に関する瑕疵担保責任のうち、新築住宅に関しては瑕疵担保責任の期間を一〇年とする特例を規定しこれを強行法規化するという消費者保護の観点からは画期的な法律となった。

各地の弁護士会は、二〇〇〇（平成一二）年度において全国の弁護士会のうち五〇会が紛争処理機関として指定を受け、残りの二会のうち、二〇〇一（平成一三）年度に札幌弁護士会が、二〇〇四（平成一六）年三月に仙台弁護士会が指定を受け、これにより全国の弁護士会が指定を受けた。紛争処理の対象となる住宅は、住宅性能表示制度による建設評価を受けた住宅に限定されているが、同制度を利用した場合には建築工事の中途段階にお

ける指定検査機関による検査資料が保管されているために、紛争処理が容易になるという特徴があった。

審査会としての紛争処理の実績は順調に伸び、二〇〇八（平成二〇）年度まで受付約一五〇件程度であり、解決率は約五割程度となっている。

2 耐震強度偽装問題から住宅瑕疵担保履行法の制定へ

二〇〇五（平成一七）年一月に発覚した耐震強度偽装は、大きな問題を投げた。構造計算書が偽装されたまま供給されたマンションが判明し、当該マンションの供給事業者が倒産したため、一〇年間の瑕疵担保責任があっても実効性がなくては意味がないことが認識されたからである。そのために新しい方策が検討され、倒産の場合も、最低限補修費用は受けられる仕組みとして、保険制度を導入した特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）が制定された。

住宅瑕疵担保履行法は、二〇〇八（平成二〇）年四月から一部施行、二〇〇九（平成二一）年一月一日全面施行で、新築住宅の売主等（建設業者・宅建業者）への資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の義務付け規定が施行される。

この法律により、住宅紛争審査会が、保険付き住宅における保険事故（補修費用・補修方法）に関する紛争処理を行うこととなったので、今後、弁護士会の住宅紛争審査会の活動に対する期待度は極めて高いものとなっている。

（高木佳子）

（四） 知財対応の強化

1 司法制度改革およびそれに関連する課題

国民やユーザーに身近な開かれた司法を目指す司法制度改革において、知財分野で改革の主要な課題となったのは、知財民事訴訟制度の迅速化・適正化と、知財専門サービスの担い手である弁護士、弁理士等専門家の充実であった。

そして、司法制度改革審議会意見書では次の内容が上記課題の具体的内容として記載された。

- (1) 裁判の充実・迅速化（計画審理、証拠収集手続の拡充、人的基盤の拡充）
- (2) 裁判所の専門的処理体制強化（専属管轄化、専門委員制度の導入等）
- (3) ADRおよび弁理士等隣接法律専門職の活用と弁理士の職務拡大

また、知財分野の司法改革を検討する際には、国家戦略として知財を最大限に活用可能とすべしとする二〇〇二（平成一四）年二月の小泉首相（当時）の「知財立国」宣言の存在を看過することができない。このため、同改革は、民事訴訟制度改革の側面と国家戦略としての知財活用制度の確立といった側面を併せもつこととなり、知的財産高等裁判所の創設等の議論は、内閣府の司法制度改革推進本部の下に設置された知的財産訴訟検討会と、同じく内閣府の知的財産戦略本部の双方で行われた後、最終的に両者の意見が調整されるという経緯を経た。

2 司法制度改革課題への対応および到達点

(1) 法改正等

右記司法制度改革課題への対応としていくつかの法改正が行われた。例えば裁判の充実・迅速化については裁判迅速化法が制定され、特許法等の改正により特許庁と裁判所の判断齟齬による訴訟遅延を回避するための侵害訴訟裁判所での無効判断を認め、秘密保持命令制度を設けた。また、東京・大阪裁判所等への専属管

轄化や裁判所調査官の権限の拡充、専門委員制度の導入により裁判所の専門的処理体制が強化され、そして、前述のとおりわが国のプロバント政策を内外に改めて示すために、知財専門裁判所として知的財産高等裁判所が創設された。さらに、弁理士はその業務範囲が拡大されるとともに、弁護士と共同で受任することを条件として侵害訴訟における代理権（特定侵害訴訟代理）が認められた。

(2) 日弁連の取組み

右記改革課題への対応が議論される中で、知財専門弁護士、裁判官の不足等を理由として、司法試験の合格を前提としない「技術系裁判官」等や弁理士の侵害訴訟における単独代理権の必要性が唱えられた。そのため弁護士業界としては、知財専門弁護士を育成して人材の充実化を図る一方で、当該分野における弁護士の活動・存在意義を内外に示して、企業・国民等の利用者が弁護士にアクセスしやすい仕組みを作ることが喫緊の課題となった。

そこで、日弁連は、二〇〇二（平成一四）年六月、司法関連事項（知的財産権に関する紛争処理手続、法曹養成問題、弁護士研修等）について、政府や関係諸団体と協議・交流し、政策を提言するとともに、知財関連の法曹養成等の諸課題に取り組むことを目的として知的財産政策推進本部を立ち上げた。

同本部の活動は以下のとおりである。

ア 政策提言・法改正に対する意見の提示

日弁連ひいては弁護士の意見を、政策提言や法改正に直接的に反映させるべく、日弁連の知的財産制度委員会と協力して、改正法案に対するパブリックコメント募集に対応して意見や政策を提言する。

イ 知的財産専門研修の実施

二〇〇三（平成一五）年七月から、日弁連主催の会員全体に対する知財研修を実施し、また日弁連法務研究財団においてより実践的な専門研修を実施する。

ウ 弁護士知財ネットの創設および運営に対する支援

国民や企業等の利用者が知財専門弁護士にアクセスしやすい仕組みとして、全国規模の「弁護士知財ネット」を創設および活動を支援する。

エ 関係諸団体との連携・意見交換・交流等

日本知的財産仲裁センター、日本弁理士会等関係諸団体との意見交換等交流、共同シンポジウムの開催等の活動を行う。

なお、日弁連は、二〇〇九（平成二一）年六月、知財分野でより一層活動を強化するために、知的財産制度委員会と知的財産政策推進本部を一本化し、「日弁連知的財産センター」を設立した。同センターは、これまでの活動をいつそう機動的かつ効果的に実施し、よりよい知財制度の発展を図るとともに、弁護士が知財業務により一層関与するための施策を企画する等の活動に取り組むことを目的とする。

（三）尾美枝子

七 行政訴訟改革

（一）行政事件訴訟法の二〇〇四（平成一六）年改正に至る経緯

わが国の行政訴訟制度については、その問題点は早くから指摘され、学会・弁護士会でも改革の必要性が幾度も指摘されてきたが、具体的な法改正の動きに結びつくことはなかった。日本公法学会では、一九八二（昭和五七）年と